

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
素粒子原子核研究所運営会議規程

平成16年4月19日
規程第25号

改正 平成17年3月29日規程第10号
改正 令和3年2月24日規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構基本通則（平成16年基本通則第1号）第17条第3項の規定に基づき、素粒子原子核研究所運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 運営会議は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構素粒子原子核研究所（以下「研究所」という。）に係る共同利用・共同研究計画に関する事項その他研究所の運営に関する重要事項について審議する。

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる委員26人以内をもって組織する。ただし、第3号の委員を過半数とする。

(1)研究所の職員

(2)大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）の職員（研究所の職員を除く。）

(3)研究所の行う研究と同一の研究に従事する国公私立大学の教員その他

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 運営会議に議長及び副議長各1人を置く。

2 議長は、第3条第1号の委員のうちから、副議長は、同第3号の委員のうちから、運営会議において選出する。

3 議長は、運営会議の会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第6条 運営会議は、必要に応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

第7条 運営会議は、第3条の委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第8条 第3条の委員のほか、運営会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、運営会議に出席し、意見を述べることができる。

3 専門委員に関し必要な事項は、運営会議において定める。

(庶務)

第9条 運営会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運営会議の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、運営会議において定める。

附則

1 この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規程の施行後、第3条各号に掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附則（平成17年3月29日規程第10号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則（令和3年2月24日規程第12号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。